

千葉県監査委員が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行 規程の一部改正について

1 改正の理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）附則第1条第5号の施行により、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号）第38条に第2項を加えることを内容とする「千葉県個人情報保護条例の一部を改正する条例」（平成27年千葉県条例第57号）が平成29年5月30日から施行されることに伴う改正

2 改正の内容

「千葉県監査委員が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規程」第27条及び別記第19号様式の「条例第38条」を「条例第38条第1項」に改める。
併せて、別記第19号様式中の文言修正を行う。

（下記のとおり → 次のとおり）

3 施行日

平成29年5月30日とする。